様式第４号（第10条関係）

受託研究契約書（案）

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下、「甲」という。）と○○○○株式会社（以下、「乙」という。）は、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（総則）

乙は甲に対し,次の研究を委託し、甲は、これを受託する（以下、「本受託研究」という。）。

（１）受託研究の題目：○○○○○○○○○○○○○○

（２）研究目的　　　：

（３）研究内容　　　：

第２条（研究担当責任者）

本受託研究の研究担当責任者は、山陽小野田市立山口東京理科大学○○学部　（○○研究所　○○研究部門）○○○○（肩書）○○○○とする。

第３条（研究期間）

本受託研究の研究期間は、２０　年　月　日から２０　　年　月　日までとする。

第４条（費用の納付）

本受託研究の費用は、○○○○円（消費税額除く）とし、乙は、甲からの請求書受領後○○日以内に、甲の指定する口座に振込みにより納付するものとする。

第５条（研究成果の公表等）

大学の社会的使命を踏まえ、本受託研究の実施により得られた発明、考案、その他の技術情報を含む一切の成果（以下、「本研究成果」という。）については、公表等を原則とし、乙は、甲が本研究成果を公表することに同意し､これに協力するものとする。ただし、甲は、公表に先立ち、公表内容、公表時期、公表方法等について乙に通知し、乙と協議を行わなければならないものとする。

第６条（秘密保持）

１．甲及び乙は、本受託研究の実施にあたり、相手方より開示を受け又は知り得た技術上及び営業上の情報で、秘密である旨が明示・表示されている情報について、相手方の了解なしに、第三者に漏らしてはならない。

２．前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については適用しない。

（１）開示時点若しくは知り得た時点において、既に公知の情報。

（２）開示時点若しくは知り得た時点において、既に自らが保有していたことを証明できる情報。

（３）開示時点若しくは知り得た時点以降、自己の責めによらず公知となった情報。

（４）開示時点若しくは知り得た時点以降、正当な権限を有する第三者から正当に入手したことを証明できる情報。

（５）当該情報なしに独自に創製・開発したことを証明できる情報。

第７条（再委託等の禁止）

甲は、乙の書面による事前同意なしに、第三者に本受託研究の全部又は一部を再委託してはならない。また、甲及び乙は、相手方の書面による事前同意なしに、本契約に基づく権利・義務を第三者に譲渡してはならない。

第８条（設備等の持込み等）

１．甲は、本受託研究の用に供するため、乙の同意を条件に、乙から乙の所有する設備等を無償で受け入れ、共同で使用することができるものとする。なお、この場合の搬入・搬出に要する経費は、原則として乙が負担するものとする。

２．甲は、乙の所有する特定の設備等を使用することが必要であり、当該設備等を甲に搬入することが困難な場合には、乙の同意を条件に、当該設備等が所在する施設において研究を行うことができるものとする。

第９条（報告）

甲は、本受託研究の終了後速やかに、本研究成果を研究成果報告書にまとめ乙に提出するものとする。乙は、その内容を確認の上受領する。

第１０条（研究成果の帰属及び出願手続等）

１．甲は、本受託研究により本研究成果が生じた場合には、遅滞なくその旨を乙に通知するものとする。

２．本研究成果に基づき特許等を出願する権利及びかかる出願により取得された特許権等（以下、「特許権等」と総称する。）は、原則として甲又は甲の属する研究担当者に帰属するものとする。

３．前項の規定により甲に承継された特許権等の出願手続及び権利維持に要する費用は甲が負担するものとする。

第１１条（外国出願等）

１．前条の規定は、外国における発明等に関する特許権等の出願や権利保全等（以下「外国出願等」という。）についても適用する。

２．甲は、外国出願等を行うにあたっては、乙と協議の上行うものとする。

第１２条（独占的実施）

１．甲は、本受託研究の結果生じた本研究成果であって、第１０条第２項の規定により甲に承継された特許権等を、乙又は乙の指定する者から独占的に実施したい旨の書面による申し出を受けた場合には、当該特許権を出願等したときから５年間独占的に実施させることを許諾することとし、具体的な条件は実施契約で定める。

２．甲は、乙又は乙の指定する者から前項に規定する独占的に実施する期間（以下「独占的実施期間」という。）を更新したい旨の申し出があった場合には、更新する期間について、甲乙協議の上、定めるものとする。

第１３条（第三者への実施許諾）

甲は、乙又は乙の指定する者が、甲に承継された特許権を、前条に規定する独占的実施期間中その第２年次以降において正当な理由なく実施しないときは、乙又は乙の指定する者の意見を聴取の上、乙及び乙の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し当該特許権の実施を許諾することができるものとする。

第１４条（持分の譲渡等）

甲は、本受託研究の結果生じた本研究成果であって、甲に承継された特許権等を甲乙協議の上指定された者に限り譲渡又は専用実施権等の設定ができるものとし、別に定める契約により、これを行うものとする。

第１５条（実施料）

甲に継承された特許権等を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、乙は別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

第１６条（技術知識の提供等）

甲及び乙は、本受託研究の目的を達成するために必要な知識及び情報を相互に交換するものとする。

第１７条（設備等の帰属）

第４条に定められた研究経費で取得した設備、備品等の所有権は、甲に帰属するものとする。

第１８条（設備等の返還）

本受託研究が終了したときは、甲は、第８条の規定に基づき本受託研究のために乙から受け入れた設備等を、本受託研究終了時点の状態で乙に返還するものとする。この場合、第８条１項なお書を準用するものとする。

第１９条（本受託研究の中止又は期間の延長）

天災その他研究遂行上やむを得ない理由があるときは、甲及び乙は、協議のうえ、本受託研究を中止し又は研究期間を延長するものとする。

第２０条（研究の中止等に伴う研究経費の取扱い）

前条の規定により、本受託研究を中止した場合において、第４条の規定により納付された研究経費に不用が生じた場合は、甲は、不用となった額の範囲内で、その全部又は一部を乙に返還することができる。

第２１条（有効期間）

本契約は、第３条で定めた本受託研究の実施期間中有効とする。なお、本契約終了後も、第１０条乃至１３条、第１８条、第２０条及び第２２条の規定は、有効に存続するものとし、第５条及び第６条の規定は、本契約終了後〇年間に限り有効に存続する。

第２２条（協議）

１．本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義を生じた事項については、甲及び乙は、誠意をもって協議のうえ、解決を図るものとする。

２．前項の協議にては解決が得られず、裁判による解決を行うときは、山口地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

　本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

　　２０　　年　　　月　　　日

　　　山口県山陽小野田市大学通一丁目1番1号

　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　　公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学

　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名